

視点・論点

女性自衛官の人権裁判に支援を！

都築仁美

二二歳の女性自衛官が、自衛隊内で受けた強姦未遂被害と上司らによる退職強要・嫌がらせに対して、国家賠償訴訟を起した。その第一回目の口頭弁論が、六月一日、札幌地方裁判所で開かれた。傍聴席はマスコミや原告支援者などで埋め尽くされた。オレンジ色の服・小物が目につく。原告が好きなオレンジ色を身につけて支援の思いを伝えよう、という「女性自衛官の人権裁判を支援する会」(以下、支援する会)の呼びかけに応えてくれたのだ。

開廷後、裁判官の前に立った原告は、時々声を震わせながらもしっかりと口調で陳述した。二〇〇六年九月に、同じ基地内に勤務する自衛官から暴行・猥褻行為を受けたこと、隊内で被害を訴えたあと外出を許可されなくなり、さらには「お前はまだ若いから一ヶ月もあれば仕事探せるだろう」などと迫られ、退職前提の有給休暇をとらされたこと、提訴後にも、2チャンネルの書き込みを印刷した紙を、皆が読めるようにテーブルにこれ見よがしに置かれるなど、執拗な嫌がらせが続いていることを語った。

自身の生い立ちにも触れた。母子家庭で育った原告は、中学一年生のころから当時〇歳だった幼い弟の面倒をみてきた。希望していた大学進学も、経済的な理由であきらめた。そして、友達に誘われて行った自衛隊の募集事務所で、阪神大震災の災害派遣の話聞き、入隊を決めた。人の役に立つ仕事がしたいと思っていたからだった。就職してからは、発展途上国の子どもたちを援助するフォースタープランを通して、弟と同じ年齢のパンゴンデシムの子どもを支援している。

学ぶこと(彼女は現在通信制の大学を受講している)と、社会に役立つこと、という願いを叶えられる場として、彼女の選択肢の中で最良だったのが、おそらく自衛隊だったのだろう。「私のような思いをする女性が二度とあらわれなくなるようにしたい。私の踏みこじられた人権を取り戻すため、同じ経験をした女性たちに勇気を与えたい。たたかいます」といふ発言は、自衛隊に夢を託し、その組織をよびよるもよぶていきたいという気持ちのあらわれなのかもしれない。

「なぜ、自衛隊を女性が働きやすい組織にするか、自衛隊の維持につながりうるのか、この裁判を支援するのか」、「自衛隊のよき組織なり、女性の性的虐待など当然の善

当事者も承知しているべき」といふ人もいる。しかし、私は、今回のような性犯罪を許すことは出来ないし、様々な一次被害を蒙りながらも提訴を決意し、現職のまま裁判を続けている原告に心から敬意を抱いている。また、組織の安定や秩序を維持することよりも、個人の尊厳や良心に重きを置き、それを具体的行為の中で実現することが、硬直した組織や社会に風穴を開けることにつながるかと考えている。さらに今回支援活動を通じて彼女と言葉を交わしあい、生き方や人柄に触れて、生身の人として出会うことの重要性を深く感じた。今後、武力によらない平和をとるように実現するかという対案を市民の側が提示していく必要は、ますます高まっていくと思うが、同時に一人ひとりの自衛隊員と出会い、対話をしていく必要があるのではないかと思う。ところで、裁判後に二つ変化があった。猥褻行為の加害者が別の基地に配転になったのだ。事件後九ヶ月たってからのことで、あまりに遅すぎる。転動だけでいいのかもしれないが、彼女が少しでも口元を過こしやすくなるなら、それに越したことはない。しかし隊内では、目を言わない、結婚を考へるよう仕向けるなど、嫌がらせが続いており、弁護団・原告本人はたたい続けている。

八月二七日には、第二回目の公判が控えている。被告の国側から訴状に対する認否がある。厳しい裁判になりそうだが、「支援する会」では、今後も集会やブログを通じて、裁判の進行状況などを伝え支援の輪を拡げたり、署名や申し入れを通じて、国や裁判所に、原告への嫌がらせを止めることや加害者の処罰を訴えたりしていきたい。また原告との交流を通じて、少しでも彼女の支えになるよう応援していきたい。多くの方がこの裁判に注目し、支援をしてくれるようお願いしている。

(こしき) ひとみノ女性自衛官の人権裁判を支援する会

女性自衛官の人権裁判を支援する会(共同代表: 影山あさ子・清水和恵・竹村泰子)

<http://linken0710.dtiblog.com/> E-mail:linken07@hotmail.co.jp

(tel)011-231-1888 / fax 011-281-4569 北海道合同法律事務所(所貸)

裁判と活動を支えるカンパをお願いします。

郵便振替口座: 02770-164969 / 名義: 「女性自衛官の人権裁判を支援する会」